

# 訪問看護・介護予防訪問看護 重要事項説明書

(令和7年8月1日現在)

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 044-798-0836

担当 訪問看護ステーションなかはら正吉苑 所長 新井 珠喜

## 2. 訪問看護ステーションの概要

### (1) 提供できるサービスの種類と地域

事業所名	訪問看護ステーションなかはら正吉苑
所在地	神奈川県川崎市中原区新城1-7-3 河野ビル1F
介護保険法 訪問看護	指定番号 1465290028
生活保護法 訪問看護	指定番号 1465290028
サービスを提供する地域	川崎市 中原区、高津区 全域

\* 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

### (2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	名	1名
従事者	看護師	2名	6名	8名
	准看護師	名	名	名
	理学療法士	名	1名	1名
	作業療法士	名	名	名
	事務	名	1名	1名

### (3) サービスの提供時間

営業日 月曜日～金曜日

休日 土・日曜日・祝祭日、年末年始（12月30日から1月3日まで）

営業時間 8：30から17：30

必要時、緊急時訪問は行います。

### 3. サービス内容

(1) 主治医の「訪問看護指示書」と「居宅サービス計画書」に基づいて、利用者・ご家族と話し合い

訪問看護計画を作成し、訪問内容の確認をします。変更が生じた時は再度訪問内容の確認

をいたします。

① 病状に合わせた看護をいたします。

ア. 病状の観察と判断（血圧、体温、脈拍、呼吸の測定）

イ. 食事、清潔、排泄、移動の介助

ウ. 薬の飲み方と管理

エ. 精神、心理面のケア

オ. リハビリテーション

カ. 医師の指示による医療処置（床ずれの手当て、傷の手当て、各種カテーテルの管理、

吸入、吸引、在宅酸素の管理、膀胱洗浄等）

キ. 終末期のケア

ク. 療養生活に関する相談、助言

② 主治医との連絡、調整

ア. 主治医への病状の報告と相談

イ. 主治医からの治療方針と指示をうける

ウ. 緊急時の対応

(2) 訪問看護ステーションの利用者に対しては、加算のご契約者に限り、24時間

電話で連絡・相談ができるようにしています。

#### 4. 利用料金

##### (1) 利用料

別紙「料金表」

介護報酬見直し等の法改正により料金に変更となる場合があります。

##### (2) 交通費

別紙「料金表」

介護保険利用のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、交通費の実費が必要です。その他、公共交通機関を使用の場合は、実費が必要です。

##### (3) 取り消し料（キャンセル料）

別紙「料金表」

急なキャンセルの場合は、下記の取り消し料がかかります。

キャンセルが必要な場合は、至急ご連絡ください。

##### (4) その他

① 利用者の住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は、利用者

のご負担になります。

## ② 料金のお支払い方法

毎月 15 日までに前月分の請求書を発送し、当月 26 日に口座より振り替えさせていただきます。お支払いいただきますと、領収書を発行します。

お支払い方法は、口座振替、銀行振込、現金払いのいずれかを契約の時、お選びください。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ① 主治医の「訪問看護指示書」を受けて、当重要事項説明書にご同意いただき、契約を締結してサービスの提供を開始します。
- ② 介護保険証を確認させていただきます。これらの書類の内容に変更が生じた場合は、必ずお知らせ下さい

### (2) サービスの終了

- ① 利用者の都合でサービスを終了する場合  
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書等でお申し出ください。
- ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合  
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。  
その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者や

ご家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合、または事業者が破産した場合、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

- ④ 利用者が、サービス利用料金の支払を 1 ヶ月以上延滞し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、15 日以内にお支払いただけない場合、または利用者やご家族が事業者やサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、事業者は文書で通知する事により、直ちに契約を解除し、サービス提供を終了させていただく事があります。

### (3) 契約の自動終了

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ① 利用者が、介護保健施設等へ入所した場合（但し、在宅相互利用の場合は除く）
- ② 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

\*この場合、医療保険の対象となり、再度契約することができます。

- ③ 利用者がお亡くなりになった場合、または被保険者資格を喪失した場合

## 6. 当事業所の訪問看護サービスの特徴

### (1) 運営の方針

訪問看護を提供することにより、家庭における療養生活を支援し、その心身機能の維持回復を目指し、生活の質の確保を重視した在宅療養が維持できるように支援します。訪問看護師は、訪問看護に必要な知識、技術と人間性を磨き、自己満足に陥ることなく、いつでも、何処でも、すぐに、必要な訪問看護の提供ができるように努めます。事業の運営にあたって、市及び保健、

福祉サービス、医療機関の諸サービスと密接な連携を保ち、総合的なケアサービスの提供に努めます。

## (2) 当訪問看護におけるリハビリテーションの方法

- ・初回訪問(看護師、理学療法士)

理学療法士による評価→目標設定→(看護師、理学療法士)相互の話し合いのもとに看護師主体の訓練プログラムを作成します。

↓

- ・看護師主体の訓練の施行

↓

- ・再評価(看護師、理学療法士)

看護師からの情報をもとにした評価→目標の再設定→訓練の修正を行い、利用者の機能の向上に努めています。

## (3) 当訪問看護における研修体制

- ・職員の研修のため、通常の訪問時間内に管理者が同行訪問する場合があります。

## 7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、事前の打ち合わせにより、速やかに主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、賠償すべき事故については、損害賠償を速やかに行います。

事故の内容等について、採った処置を記録しサービス完結の日から2年間保存します。

(緊急時・事故発生時の連絡先)

主治医	病院・診療科名	
	医師氏名(科目)	( )
	住所	
	電話番号	
ご家族等	氏名(続柄)	( )
	電話番号	
	勤務先または携帯番号	

## 9. 災害時の訪問

当事業所は、地震等の災害発生時には、通信機器の使用が困難となり、利用者に連絡なしに予定の訪問ができなくなることがあります。

### 10. 虐待防止のための措置

当事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な措置を講ずるとともに、虐待を受けている恐れがある場合は、ただちに区市町村へ報告します。

### 11. 事業継続のための計画

当事業所は、感染症や災害発生時に、利用者に継続したサービスを提供するため、および非常時の体制で事業再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

## 1 2. サービス内容に関する相談苦情

(1) 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員

市区町村または国民健康保険団体連合に対して、いつでも苦情を申し立てる

ことができます。

(2) 事業者は苦情対応の責任者を置き、苦情の申し立て又は相談があった場合には

迅速かつ誠実に対応し必要な対応をとります。

事業者は、利用者が苦情申し立て等を理由として何らの不利益な取り扱いをす

ることはありません。

(3) 苦情の内容等について、採った処置を記録しサービス完結の日から2年間保存 しま

す。

(4) 利用者相談・苦情担当

① 訪問看護チーム担当 所長 新井 珠喜 電話 044-798-0836

② 苦情解決責任者 施設長 安諸 剛志 電話 042-331-2001

③ 苦情解決第三者委員事務局 櫻井 昭栄 電話 042-331-2001

(5) その他 相談・苦情窓口等連絡先

当事業所以外に、各区の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

\* 川崎市中原区

高齢者支援課

電話 044-744-3217

\* 川崎市高津区

高齢者支援課

電話 044-861-3255

\* 神奈川県国民健康保険団体連合会

電話 045-329-3447

介護苦情相談課

対応時間 平日 9:00~17:00

\* 相談・苦情対応フロー(別紙)

### 1 3. 個人情報の取り扱い

当法人において定める「正吉福祉会個人情報保護方針（プライバシーポリシー）」に基づき対応いたします。6(3)における学生等の研修においても一部情報を利用させていただきます。

### 1 4. 介護現場におけるハラスメントが起こらないよう、以下の点にご留意ください。

- (1) 職員に対する金品の心づけのお断り
- (2) サービス提供時のペットの保護(ケージに入れる、首輪でつなぐなど)
- (3) 大声を出す、理不尽な要求をするなどの精神的・身体的暴力
- (4) 体に触る、好意的態度の要求等のセクシュアルハラスメント

### 当法人の概要

- (1) 名 称 社会福祉法人 正吉福祉会
- (2) 代表者役職・氏名 理事長 櫻井 千馨
- (3) 法人所在地 〒206-0823 東京都稲城市平尾 4 丁目 16 番地の 1
- (4) 電話番号 042-331-2001

(5) 定款の目的に定めた事業

① 特別養護老人ホーム

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立特別養護老人ホームよつや苑
- (ウ) 特別養護老人ホームきたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 特別養護老人ホーム正吉苑
- (ク) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑 二番館

② 老人デイサービスセンター

- (ア) 高齢者サービスステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) デイサービスセンターきたざわ苑
- (エ) デイサービスセンターこまえ正吉苑
- (オ) ふれあいの家しみず正吉苑
- (カ) デイサービスセンターしもいぐさ正吉苑
- (キ) デイサービスセンターまちだ正吉苑
- (ク) 杜の風・上原 デイサービスセンター正吉苑

③ 老人短期入所事業

- (ア) 特別養護老人ホームいなぎ正吉苑
- (イ) 府中市立よつや苑高齢者在宅サービスセンター
- (ウ) 短期入所生活介護きたざわ苑
- (エ) 特別養護老人ホームこまえ正吉苑
- (オ) 特別養護老人ホームすぎなみ正吉苑
- (カ) 特別養護老人ホームまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 短期入所生活介護正吉苑
- (ク) 短期入所生活介護こまえ正吉苑二番館

④ 老人居宅介護等事業

- (ア) ホームヘルプステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルプステーションよつや苑
- (ウ) ホームヘルプステーションきたざわ苑
- (エ) ホームヘルプステーションこまえ正吉苑
- (オ) ホームヘルプステーションすぎなみ正吉苑
- (カ) ホームヘルプステーションまちだ正吉苑

⑤ 障害福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護）

- (ア) ホームヘルプステーションやのくち正吉苑
- (イ) ホームヘルプステーションよつや苑

- (ウ) ホームヘルプステーションきたざわ苑
- (エ) ホームヘルプステーションこまえ正吉苑
- ⑥ 小規模多機能型居宅介護事業
  - (ア) 小規模多機能型居宅介護よつや正吉苑
  - (イ) 小規模多機能型居宅介護しもいぐさ正吉苑
- ⑦ 看護小規模多機能型居宅介護事業
  - (ア) 看護小規模多機能型居宅介護やのくち正吉苑
- ⑧ 認知症対応型老人共同生活援助事業
  - (ア) グループホームよつや正吉苑
  - (イ) グループホームやのくち正吉苑
- ⑨ 地域包括支援センター
  - (ア) 稲城市地域包括支援センターやのくち
  - (イ) 府中市地域包括支援センターよつや苑
  - (ウ) 新代田あんしんすこやかセンター
  - (エ) 地域包括支援センターこまえ正吉苑
  - (オ) 杉並区地域包括支援センターケア 24 清水
  - (カ) 町田市南第 3 高齢者支援センター
- ⑩ 居宅介護支援事業
  - (ア) 居宅介護支援センターやのくち正吉苑

- (イ) 居宅介護支援センターよつや苑
- (ウ) 居宅介護支援センターきたざわ苑
- (エ) 居宅介護支援センターこまえ正吉苑
- (オ) 居宅介護支援センターすぎなみ正吉苑
- (カ) 居宅介護支援センターまちだ正吉苑
- (キ) 杜の風・上原 居宅介護支援センター正吉苑

⑪ 訪問看護事業

- (ア) 訪問看護ステーションいなぎ正吉苑
- (イ) 訪問看護ステーションなかはら正吉苑
- (ウ) 訪問看護ステーションきたざわ苑
- (エ) 訪問看護ステーションこまえ正吉苑
- (オ) 訪問看護ステーションまちだ正吉苑

⑫ サービス付き高齢者向け住宅事業

- (ア) コーシャハイム千歳船橋サービス付き高齢者向け住宅
- (イ) こまえ正吉苑サービス付き高齢者向け住宅

⑬ 介護人材等育成事業

- (ア) 介護人材等育成事業

(6) 施設・拠点等	特別養護老人ホーム	8カ所
	通所介護事業所	8カ所

短期入所事業	8カ所
訪問介護事業	6カ所
障害福祉サービス事業	4カ所
小規模多機能型居宅介護事業	2カ所
看護小規模多機能型居宅介護事業	1ヶ所
認知症対応型老人共同生活援助事業	2カ所
地域包括支援センター	6カ所
居宅介護支援事業	7カ所
訪問看護事業	5カ所
サービス付き高齢者向け住宅事業	2ヶ所
介護人材等育成事業	1カ所

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

\* 個人情報を担当医等と情報の交換を行う事に

同意します。 同意しません。

\* 理学療法士等が訪問する事に

同意します。 同意しません。

\* 提供区域外の交通費の徴収に

同意します。 同意しません。

\* 緊急時訪問看護の加算に

同意します。 同意しません。

\* 特別管理の加算Ⅰに

同意します。 同意しません。

\* 特別管理の加算Ⅱに

同意します。 同意しません。

\* ターミナルケア加算に

同意します。 同意しません。

事業者

〒211-0044

所在地 神奈川県川崎市中原区新城 1-7-3 河野ビル 1F

法人名 社会福祉法人正吉福祉会

代表者名 理事長 櫻井 千馨 印

事業所名称 訪問看護ステーションなかはら正吉苑

所長 新井 珠喜

説明者

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明をうけ同意しました。

利用者 住 所

氏 名

(代理人) 住 所

氏 名

続柄